

随意契約理由書

1. 案件名称

福島区地域住民による安心・安全・快適駅前構築事業

2. 契約の相手方

上福地活協

3. 随意契約理由

大阪市では、平成 24 年度に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと複雑多様化する地域社会が抱える課題へ対処すべき「公共」分野の拡大について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPO 等と協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりを目指すこととした。その後、各区の特性や実情に即した更なる区政運営を進めていくため「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営方針」を平成 27 年 2 月に策定、本市事務事業の社会的ビジネス化をコミュニティビジネス（CB）/ソーシャルビジネス（SB）の手法で促進することとしている。

平成 29 年度には「市政改革プラン 2.0」にて着実にスピード感をもって取組みを進め、地域住民の自立的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざし、さらに、令和 2 年度には「市政改革プラン 3.0」においては、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、ニア・イズ・ベターをより一層徹底し、地域活動協議会による自律的な地域運営の促進の必要があるとしている。

本業務は、これらの方針を踏まえ、JR 福島駅周辺地域における放置自転車など自転車利用の適正化を含め様々な地域課題解決に取り組むもので、地域の状況を熟知するメリットを生かし地域住民が啓発指導員として活動するほか、巡回時にたばこ、空き缶等のポイ捨てごみの回収、小学校登下校時に子どもたちの見守り、公園の防犯巡視なども実施するなど街の美観維持や安心安全なまちづくりに貢献する社会的ビジネスとして平成 26 年度より実施している。

契約相手方である上福地活協については、事業実施地域の住民で地域コミュニティを組織し、行政と連携して地域のまちづくりに関する活動を実践する地域振興組織であり、地域課題を熟知し、公共活動を組織的に担えるような住民団体等は当契約相手方のほかにはない。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

福島区役所企画総務課（企画推進）

TEL : 06-6464-9906

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社 産経新聞制作 大阪センター

3 随意契約理由

区広報誌「広報ふくしま」の作成にあたっては「読みやすく、読み進めたいくなる、区民に伝わる広報誌」を基本理念としている。区民が求める情報・区として確実に届けたい情報をわかりやすく提供し、区民の区政への理解や関心を高めるきっかけとなるような魅力あふれる広報紙作成のためには、高度なデザイン等の品質が求められることから、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求める必要がある。そのため、選定について公募型プロポーザル方式を採用し、選定における公平性、公正性、透明性の保持のため、外部の専門家を構成員とする選定委員会を設け、客観的な審査基準を定めた上で審査することとした。

学識経験等を有する選定委員による採点の結果、上記業者が品質的に最も優れた提案を行ったため、上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」が業務内容である。支援対象となる地域活動協議会の運営状況や、抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からの多種多様なニーズにきめ細かく応えるために、高度な知識・技術や創造力、構想力、経験やノウハウ、応用力が要求される。したがって、区の現状を理解し、事業の目的を十分認識したうえで業務を遂行する必要がある、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、事業者の活動実績、企画力、本事業に対する意欲や取り組む姿勢など、その適性を多角的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」の評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 市民協働課 地域活動支援担当 （電話番号 06-6464-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

地域の福祉活動サポート事業及び福島お助けネットワーク事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会

3 随意契約理由

福島区では、平成 28 年度より「地域の福祉活動サポート事業」として「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決にあたるため、地域福祉コーディネーターを区内 10 地域に配置して相談業務等を行うことで、地域団体等との連携を深めて地域福祉を推進し、住民が主体のコミュニティづくりに取り組んでいる。

また、平成 25 年度より実施している「福島お助けネットワーク事業」は、高齢者や障がい者への公的サービスの対象とならない軽微なニーズに対して、地域住民の中から有償ボランティアを募り、登録・養成して住民とのマッチングを図っているが、「地域の福祉活動サポート事業」の相談業務や見守り業務からお困りごとのニーズ把握をしたり、また、お助けネットワーク活動者からの情報をもとに相談や見守りにつなげるなど、両事業は相互補完的な展開が求められるため、一体的な実施が必要である。

本件は、地域からの支援を基盤に、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、その受託者は区全体の状況や福祉課題を的確に把握し、地域とともに課題解決に取り組むことができる支援機能を有する事や、福祉分野における高度・専門的知識やノウハウが求められる。

福島区社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」に規定され、福島区役所とも「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結するなど、これまで当区の地域住民、地域団体及び社会福祉関係施設等とのネットワークの要として社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつとともに、当区において蓄積してきた福祉分野でのスキルにおいて本事業を効果的に実施できる唯一の団体である。

以上のことから、本件については、社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会に業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福島区役所保健福祉課 地域福祉担当（電話 06-6464-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度中学生体験学習事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 J T B

3 随意契約理由

本事業は、区内3中学校の生徒代表を被災地に訪問させ、見たり聞いたり体験することで参加生徒の防災やSDGsの意識を向上させ、かつ、参加生徒が各中学校や行政と連携し、地域での報告会を実施することで防災意識等を向上させることを目的とする。本事業の主たる業務の内容である被災地での研修の企画、交通経路の選定等について、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求めたうえで、企画内容で見込まれる効果等を多角的に評価する必要があることから、価格競争による事業者選定にならないものであるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社JTBが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社JTBと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所保健福祉課子育て教育担当（電話番号：06-6464-9864）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度福島区民まつり企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

区民まつりは、単なるイベントではなく、区内全域を対象として行うコミュニティ意識を醸成するための事業である。

したがって、福島区地域振興会をはじめとした区内の地域団体等が事業の企画や運営に参画し、各種団体、企業、学生、ボランティアグループなど100を超える参加団体が円滑に連携・協力しながら、実施する必要がある。

福島区におけるコミュニティづくり推進の中心的団体として設立された財団法人福島区コミュニティ協会は、福島区地域振興会をはじめとした区内地域団体を構成団体として、昭和62年に設立されて以降、区内の各種団体の支援・育成・団体間の連携促進や、コミュニティスタッフの育成、また、各団体と協働して各種事業を実施するなど、コミュニティづくりにおいて中心的役割を果たしてきた団体であるが、平成22年8月に24区のコミュニティ協会が合併され財団法人大阪市コミュニティ協会となった。

平成25年4月には現在の一般財団法人大阪市コミュニティ協会となったが、設立当初と変わらずコミュニティ事業の実施団体として、あるいは各種市民組織間の連絡調整をはかる団体として重要な役割を担っている。このような実績及び能力をもつ団体は同協会を除いては他に存在しない。

以上のような理由から、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が唯一であり、本件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所市民協働課（市民協働）

TEL：06-6464-9734

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度福島区体感型防災イベント運営業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 フラップゼロアルファ

3. 随意契約理由

福島区では、近年、大型マンションの建設が急増するなか、子育て世代の割合が増えてきている。かねてから40歳未満の若年層の防災意識の向上が課題となっていたが、若年層をターゲットとした訴求力のある啓発活動を積極的に行い、災害時に重要となる「共助」の意識の向上につなげることがますます重要な課題となっている。

その課題解決のためには、従来の防災イベントに参加していない若年層の参加意欲が高まるような魅力的なイベントを実施し、より多くの方に家族での参加していただき、コミュニケーションを取りながら効果的に防災意識の向上・共助力の重要性を認識していただくことが必要であり、他に類を見ない訴求力の高いイベントを開催した、既存の体験型施設では体験できないことや、共助力の向上といった福島区の実情に合わせた内容へのカスタマイズが必要であることから、通常の価格競争による事業者選定になじまないものであるため、公募型プロポーザル方式より契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 フラップゼロアルファが契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

福島区役所 市民協働課 市民協働担当 (電話番号 06-6464-9911)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市福島区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを評価するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを確認し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定を実施した。

学識経験者等の意見を選定会議において聴取した結果、株式会社パソナの評価点が最も高く、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 窓口サービス課 住民登録担当（電話番号 06-6464-9962）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市福島区役所 行政キオスク端末・申請書作成支援システムの案内等業務委託

2 契約の相手方

株式会社パソナ パソナ・大阪

3 随意契約理由

令和7年2月より福島区役所の住民情報待合に証明書交付対応の行政キオスク端末を設置し、全国のコンビニエンスストアにおける証明書の発行を市民に体験いただき、理解や利用を広めコンビニエンスストアでの証明書の取得を促進し、証明書発行窓口での市民の待ち時間の短縮や混雑緩和をめざすこととしている。また、令和7年3月より申請書作成支援システムを設置し、個人番号カードをもとに必要な情報が予め印刷された申請書類が出力できるようにすることで、手続きの簡易化を図ることとしている。

これらの取組を円滑に進めるため、上記機器の案内員1名を新たに配置し、市民の利用を補助促進する必要がある。

一方、福島区役所では、大阪市における「民間にできることは民間に委ねる」という考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、証明書発行や届出処理業務を含む、住民情報に関する窓口業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、その他関連業務について「区役所住民情報業務等委託（以下、「本件窓口業務委託」という。）」として、公募型プロポーザル方式により事業者選定のうえ業務委託を行っている。

今回の行政キオスク端末の設置により、証明書発行について、窓口での発行に加え、行政キオスク端末での発行が可能となるが、行政キオスク端末で発行できる証明書の種類が限定される点や各種法令等に基づき無料交付が可能な場合は行政キオスク端末で対応できない点等の各種条件を踏まえて、市民の方の手続き内容や証明したい内容を確認したうえで、窓口または行政キオスク端末のどちらで取得いただくのが市民にとって最適かについて都度判断する必要がある。行政キオスク端末案内業務は、上記判断を本件窓口業務委託による窓口従事者と本契約による案内員が密接に連携して行い、最適な取得手段へ市民を円滑につなぐためのものである。

また、申請書作成支援システム案内業務については、上記判断において行政キオスク端末ではなく窓口を案内する必要があるとした場合に、市民に同システムによる申請書類の出力を促し、提出先である本件窓口業務委託による窓口従事者へ連携するものである。

行政キオスク端末の金銭管理業務については、地方自治法に定められる収納受託事業者である本件窓口業務委託の受託事業者が既に行っている窓口の収納業務とあわせて、行政キオスク端末の収納業務を行うことで業務運営の効率化につながるものである。

いずれの業務も、本件窓口業務委託の受託事業者が行う業務と一体的に業務を行わなければ、求める目的を達成することができず、分離して実施することが著しく困難（密接不可分）な業務であり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じる恐れがあり、市民にも混乱や不利益を生じさせる恐れがある。

以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所窓口サービス課（住民情報・戸籍）

06-6464-9963

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 福島区役所昇降機設備にかかる不具合修繕等（包括審議）

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

福島区役所の昇降機設備については、日本エレベーター製造株式会社製の設備であり、同社が保守点検業務を行っている。

エレベーター設備については、常に良好な状態を保持する必要があり、不具合発生時には早急な対応が必要となることに加え、エレベーター設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本エレベーター設備を施工した業者以外では、整備技術面の対応が不可能である。

以上の理由より、福島区における昇降機設備に伴う不具合発生時には、日本エレベーター製造株式会社と随意契約することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課（電話番号 06-6464-9625）